

令和5年仙審第17号

裁 決

遊漁船A岩場衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二及び同官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年4月29日22時50分

新潟県能生漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 7.9トン

登 録 長 13.76メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 405キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成6年8月に進水し、船体の前部及び後部に各甲板を設け、船体の中央部に操舵室、同室後方に機関室及び客室を配した、最大とう載人員が船員2人及び旅客12人のFRP製小型兼用船で、操舵室前面窓側中央部に魚群探知機、磁気コンパス、自動操舵装置、機関回転計、機関遠隔操縦レバー及び舵輪を、同レバーの左舷側にレーダー2台を、舵輪の右舷側に魚群探知機、GPS表示器及びGPSプロッターをそれぞれ装備し、同プロッター後方に1人掛けの操縦席を設けていた。

(2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）日本海沿岸付近水域を釣り場として遊漁船業に従事していたもので、Aの豊富な操船の経験を有し、同漁港における水路事情を承知していた。

(3) 能生漁港等

能生漁港は、新潟県西部に位置し、西方を北防波堤、東方を東防波堤及び南方を陸岸で囲まれ、北東方に開く港口として築造された漁港で、北防波堤突端に赤塔形の灯高15メートル、光達距離3海里、灯質群閃赤光毎7秒に2閃光の能生港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）並びに北防波堤から港奥にかけて設けられた各防波堤突端に左舷標識及び右舷標識を示す各標識灯がそれぞれ設置されているほか、港口東側付近水域に水上岩が点在していた。そして、AのGPSプロッター画面を拡大表示にすると、港口東側付近水域の水上岩が表示されるようになっていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか1人が乗り組み、釣り客6人を乗せ、全員が

救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和5年4月29日16時15分能生漁港を発し、同漁港東方沖合約16海里の釣り場に向かった。

a 受審人は、新潟県鳥ヶ首岬北方沖合を經由し、17時30分能生漁港東方沖合の釣り場に到着して2台の魚群探知機を作動させ、錨泊して釣り客に遊漁を行わせたのち、船首部に甲板員を配して見張りに当たらせ、前部甲板に釣り客2人を、後部甲板に釣り客4人を両甲板に置かれた保冷箱及びプラスチック製箱にそれぞれ腰を掛けさせた上で、21時45分同釣り場を発進して帰途に就いた。

a 受審人は、2台のレーダーを0.5海里レンジとなるヘッドアップ画面のセンター表示及びGPSプロッター画面を南北及び東西の各方向がともに約2海里となるセンター表示としてそれぞれ作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で機関を全速力前進にかけ、鳥ヶ首岬灯台の灯光が左舷方に並航したところで入港に備え、機関を半速力前進にかけて能生漁港に至った。

ところで、a 受審人は、平素、夜間に帰航中、能生漁港に至ると、北防波堤灯台の灯光を右舷船首方に視認して北防波堤との通過距離を目測し、港口東側付近水域の水上岩を左舷方に航過する針路を定め、通過距離を目測しながら港口を通航していた。

a 受審人は、北防波堤灯台の灯光を右舷船首方に視認し、22時46分北防波堤灯台から044度（真方位、以下同じ。）500メートルの地点で、北防波堤との通過距離を目測し、港口東側付近水域の水上岩を左舷方に航過するつもりで針路を202度に定め、機関を極微速力前進にかけ、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a 受審人は、22時47分北防波堤灯台から050度390メー

トルの地点に達し、港口を通航していたとき、港口東側付近水域の水上岩が正船首370メートルのところとなり、その後港口東側付近水域の水上岩に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、北防波堤灯台の灯光が平素の見え方と同じところに視認できていたことから、無難に港口を通航することができるものと思い、レーダー及びGPSプロッターを活用して港口東側付近水域の水上岩との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、港口東側付近水域の水上岩に向首したまま続航し、22時50分僅か前船首至近に港口東側付近水域の水上岩を視認して機関を中立運転に操作したものの、効なく、22時50分北防波堤灯台から120度190メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、港口東側付近水域の水上岩に衝突した。

当時、天候は霧雨で風力2の南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部外板に破口を生じたが、後に修理され、釣り客1人が右三角筋挫傷等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件岩場衝突は、夜間、能生漁港において、帰航中、港口を通航する際、船位の確認が不十分で、港口東側付近水域の水上岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、能生漁港において、帰航中、港口を通航する場合、同漁港における水路事情を承知していたから、港口東側付近水域の水上岩に衝突することのないよう、レーダー及びGPSプロッターを活用して港口東側付近水域の水上岩との相対位置関係を確認するなど、船位の

確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、北防波堤灯台の灯光が平素の見え方と同じところに視認できていたことから、無難に港口を通航することができるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、港口東側付近水域の水上岩に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付くことなく進行して衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年6月20日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文